

希望番号等の申込から交付開始までの期間延長措置の短縮について

令和2年7月9日
(一社) 岩手県自動車整備振興会

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、政府の要請に応じてナンバープレートの製作体制を縮小するなどして、希望番号等（再交付・交換含む）の申込から交付開始までの期間延長措置を講じてきたところです。

今後は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえながら、延長措置開始前の日数に段階的に戻していく予定としております。つきましては、当面の間、下記のとおり申込から交付開始までの期間延長措置を短縮することと致しましたのでご理解をお願い致します。

記

1 期間延長措置の短縮開始日

令和2年7月20日（月）の予約確定分から当面の間となります。

2 期間延長措置の短縮期間

- (1) ペイント → 8営業日から 6営業日に短縮
- (2) 字光式 → 10営業日から 7営業日に短縮
- (3) 図柄入り → 15営業日から 12営業日に短縮

3 期間延長措置短縮開始日までの交付日調整

後から予約した分が先に交付されないよう令和2年7月16日（木）・17日（金）の予約確定分につきましては、交付開始までの期間を順次希望番号等の申込から交付開始までの期間延長措置の短縮について短縮して7月20日（月）予約確定分と同様になるよう対応することと致しますので予めご理解をお願い致します。

○ 7月16日（木）・17日（金）予約確定分の交付開始日

- ・ペイント → 7月29日（水）
- ・字光式 → 7月30日（木）
- ・図柄入り → 8月6日（木）

以上